

9月11日、12月9日暮らしとこころの総合相談会 広島市役所2階講堂で開催

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日からの1週間が自殺予防週間と定められていることから、日弁連が毎年9月に全国一斉相談会を実施しているものです。広島弁護士会弁護士16名、広島市くらしサポートセンターで家計改善など担当されている相談員、広島県社会福祉士会から派遣いただいた社会福祉士12名、広島県臨床心理士会から派遣いただいた臨床心理士8名、広島県民主医療機関連合会から派遣いただいた医療ソーシャルワーカー7名、司法書士11名、広島県労働者福祉協議会から派遣いただいた社会保険労務士各1名、広島市精神保健福祉センターと広島県立総合精神保健福祉センターの保健師など多種多様な専門家にご協力いただき、多岐にわたる相談にワンストップ体制で対応しました。



今回は、法テラス広島で事前に予約されていた方などを含め、面談34件、電話8件、合計42件の相談が寄せられました。

(性別) 男性18名、女性24名

(年代) 20代・30代3名、40代・50代16名、60代・70代以上23名

(相談種別) 借金9名、生活保護4名、離婚相続相談8名、こころの相談3名、人間関係4名、不法行為4名、不動産関係4名、引きこもりや家庭内暴力などの家族関係6名、その他16名

物価高による生活苦から『障害年金を受給できないか』という声多数

12月9日(火)、広島市役所2階講堂で、暮らしとこころの総合相談会と、障害年金ホットラインを同時開催しました。障害年金ホットラインとの同時開催は2回目となります。今年も社会保険労務士、弁護士をはじめとする様々な専門家と困窮者支援に取り組む当団体が連携し、複数体制で相談をうかがいました。

相談は面談36件、電話5件、合計41件でした。41件のうち、年金相談は7件(50歳代3名、70歳以上4名)で、70歳以上の方では、前年同様に生活苦から「障害年金の受給はできないか」という相談が多数を占め、その他「厚生年金保険に加入となっていない期間」についての相談がありました。現在の物価高による影響を受けて、年金だけ

では生活が苦しいという現状があり、相談内容は、障害年金のみではなく生活に関わる多岐に渡る相談となっています。50歳代の方は、「障害年金請求手続きをしたが初診日が特定できず却下となった」、「障害年金請求が上手くいかない(不支給となる)」「年金額の改定をしたい」という相談となりました。

(性別) 男性19名、女性22名

(年代) 20代2名、30代5名、40代2名、50代12名、60代2名、70代以上15名、不明3名

(相談種別) 借金11名、生活苦・生活保護8名、年金7名、離婚・養育費5名、労働、相続各3名、損害賠償、後見、家族関係、心の悩み各2名、その他

(知的媒体) 法テラス19名、紹介5名、チラシ4名、ひろしま市民と市政3名、新聞2名、ネット1名

中区福祉事務所との話し合い意見交換

12月15日、中区生活と健康を守る会が中区福祉事務所と話し合いを行いました。

毎年、生活保護の制度改善の要望を行っており、今年も例年どおり、会員から寄せられた声や日頃の活動で見えてきた課題をもとに、改善を求める要望書を提出しました。

福祉事務所の担当職員の方々と意見交換を行い、現場での課題や改善の方向性について率直に話し合うことができました。

特に今回は、今年の6月の最高裁判決を受けて、判決に基づいて減額した生活保護費を早急に返還して欲しいことを国に要望して欲しいと伝えました。

私たちは、シェルター運営や居住支援事業をおこなう上で、中区福祉事務所のケースワーカーに対応を求めることが一番多いため、シェルター利用者の生活保護の決定を早急にして欲しいこと、食料支援を柔軟に対応して欲しいことなどを要望しました。

反貧困ネットワーク広島事務局 成田 結

また、現在家を借りるにあたって保証会社の審査を通すため、携帯電話と身分証が必要になりました。私たちのシェルターを利用される方は、いずれも持っていない方、どちらか1つしか持っていない方が多くいます。それらを手に入れるには福祉事務所の協力が不可欠であることから、家を借りる際の大変困難な事情を伝え、福祉事務所に積極的な協力体制と柔軟な対応を求めました。それに対し、担当職員からは一定の前向きな回答をいただきました。

今後とも粘り強く話し合いを続けていく必要性を感じました。



助かった... シェルター利用者の声 -60代男性-

どんな底から人間らしい生活へ！



今回インタビューに答えてくださったAさん

60歳まで働いてきましたが、定年退職後は、年金もなく貯金を崩しながら母親（3年前に死別）の面倒をみてきました。気晴らしにパチンコに通い、いい台があると言われてお金を払って抽選券を得ました。最初は確かに玉が出るパチンコ台だったのですが、そのうち出ない台ばかり選ばされて、お金がなくなりました。空腹に耐えかねて、とうとう菓子パンやジュースを万引きし、逮捕されました。

途方に暮れていましたが、善意の弁護士のおかげで反貧困ネットワーク広島にたどりつくことができました。さっそくシェルターに入れてもらい、今まで使ったこと

もない携帯電話も手に入れることができました。あ～助かったと実感がこみあげました。その後、アパートも決まり、不安だった頭痛も、受診して高血圧とわかり、治療もしています。最近は夜も眠れて、身体と心の健康を感じています。さみしいこともありますが、反貧困ネットワーク広島のサロンにも参加し、口下手な自分は、人の話しを聞くだけでも楽しいひと時を過ごしています。正月は何とかやり繕りして、コンビニでささやかなおせちを頼みました。こんな楽しい年越しは数十年ぶりです。生きる喜びを感じています。



反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日～2025年11月30日まで

年代	男性	女性	合計
10代	10	21	31
20代	211	83	294
30代	327	73	400
40代	418	120	538
50代	355	76	431
60代	240	48	288
70代	122	36	158
80代	18	12	30
不明	16	27	43
合計	1717	496	2213
単身 2053名 夫婦 50名 親子 104名 その他 5名			

生活保護基準引き下げに係る最高裁判所「違法」判決後の動向

山梨県立大学 名誉教授 下村 幸仁

2025年6月27日、最高裁判所第一小法廷は2013から2015年までの生活保護の基準引下げは違法との判決を下しました。本来であれば国（厚生労働省）は速やかに減額分の全額を原告と当時の利用者に無差別に補償すべきです。

高市首相は衆院予算委員会で「反省とお詫び」はしましたが、最高裁が国家賠償責任を認めなかつたため、原告に対する謝罪はありません。それどころか国は、唐突に引下げを審議した基準部会の下に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、判決内容に対する両論を誘導し最後は厚生労働省の意図する結論を出しました。

すなわち、補償の対象は2013年8月から2018年までの受給者とする。外国人は反射的利益による対象者とする。原告と非原告は別扱いとする。

補償に際しては、当時の基準改定減額率4.78%から新たに2.49%の減額率を用いて再引下げを実施のうえ差額を支給するとい

うものです。

原告の皆さんは自らのいのちを削って、すべての利用者と国民を代表して闘ってきました。

したがって、こうした国の蛮行は到底許されるものではありません。

また、一方的な早期幕引きを考えている国は、12月中の補正予算計上と年度内の（新たな基準変更による）減額分相当の支給を目指しています。

2008年のリーマン・ショック時に反貧困運動が創起された理由を再確認し、生存権を追求する国民の連帯する力を再結集する原動力として最高裁判決の履行に向けた運動への積極的な関わりが求められていると思います。



昨年も心温まる寄付を頂き誠にありがとうございました
皆様からのご厚意は今後の支援活動に大切に活用させていただきます



支援者からの寄付品



広島県農業協同組合労働組合連合会のみなさん



支援者からの寄付品

共同募金・寄贈品のお願い

1月から3月まで、恒例の共同募金社会課題解決プロジェクト募金へのご協力お願いします。

また、当 NPO では、提供いただいた物を生活保護受給家庭に提供する活動を行っています。そのため、主にワンルームで使える家電製品(冷蔵庫(製造年 2017 年以降のもの)、洗濯機(製造年 2017 年以降のもの)、電子レンジ、テレビ、こたつ、スタンド、天井照明)、小型家具(プラ引出類、テレビ台、ローテブル、3段ボックス)、自転車(防犯登録してあるもの)、折りたたみベッド(二つ折りタイプ)などを必要としています。

食料品や衣類なども受け付けております。ご協力お願いします。

今後の暮らしとこころの相談会の予定

※いずれも、広島市役所 2F 講堂 10:00~16:00 です

3月 24 日 (火) 労働トラブルホットライン・暮らしとこころの相談会 (広島弁護士会主催)

6月 23 日 (火) 全国一斉女性の権利ホットライン・暮らしとこころの相談会 (広島弁護士会主催)

9月 29 日 (火) 暮らしとこころの相談会 (広島弁護士会主催)

シェルターのお問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ
平日 10:00~17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579

発行者 NPO 法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島 14-15
NTT クレド白島ビル 7 階
広島総合法律会計事務所内
電話 : 082-227-8181 FAX : 082-227-1200
大手町事務所 中区大手町 5-16-18 パルビル 4 階

会費・寄付振込先

- 正会員 (個人) 年会費 2,000 円
- 正会員 (団体) 年会費 5,000 円
- 賛助会員 (個人) 年会費 5,000 円
- 賛助会員 (団体) 年会費 10,000 円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

